

令和7年度第2回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 久保川

- 1 開催日時 令和7年9月18日(木) 10:00~10:50
- 2 開催場所 高知城ホール「中会議室」(高知市丸ノ内2丁目1-10)
- 3 出席者 **【審議委員】** 西村澄子、楠瀬路易子、福本昌弘、西内裕晶(オンライン参加)、西尾健一
【設置者】 岩倉様(株式会社エム・ワイ・ティ)、岩田様(株式会社クスリのアオキ)、北様(大和ハウス工業株式会社)、落岩様(大和ハウス工業株式会社)、佐々木様(株式会社五星)
【関係各課】 川村主幹(環境対策課)、久保警部補(交通規制課)、長野主事(道路課)、武本チーフ(都市計画課)、木戸主幹(子ども家庭課)
【事務局】 長岡補佐・山崎チーフ・久保川主事(経営支援課)

4 議事

【法第5条第1項 新設案件】

案件1 株式会社コスモス薬品の届出に関する審議について
ドラッグコスモス古津賀店

案件2 株式会社クスリのアオキの届出に関する審議について
クスリのアオキ桐間西店

【議事録】

(審議)

定刻となり山崎チーフの司会により、令和7年度第2回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

山崎チーフが、本日の会議はオンライン出席1名を含む委員5名が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例(以下「条例」という。)第6条第3項による過半数の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を条例第6条第2項により、本日の議長となる西村会長に引き継いだ。

西村議長が審議に先立ち、西尾委員と楠瀬委員の2名を議事録署名人として指名し、本

人及び会の承諾を得た。

西村議長が、事務局に対して、議事次第案件1の「ドラッグコスモス古津賀店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「ドラッグコスモス古津賀店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「店舗北側にあるゼブラゾーンから右折して入庫する車への対策について、開店後問題があつてからの対処ではなく事前に対策をとるべきなのではないか」との意見があり、事務局より「本店舗の出入口はもともと出入口のあつた場所であるため、利用者も利用状況が分かっている。また、右折入庫への対策としては、道路管理者との調整も必要になるため、開店後の状況も踏まえ検討していきたい」と回答した。

次に、「以前はベスト電器やTSUTAYAが立地していたが、出入口は以前から変更があるのか」との質問があり、事務局より「以前の店舗では出入口は2箇所あつたが、駐車場法の関係で出入口を1箇所閉鎖し、今回は1箇所のみとなっている」と回答した。

次に、「店舗北側からの車はゼブラゾーンの上を通過して、右折しても良いのか。運転手側からすると曲がってはいけなように感じる」と意見があり、県警より「通行してほしくない箇所として指定はしているが、出入口への入庫のために右折すること自体は違反ではない。ゼブラ帯を今後どのようにするかは道路管理者との調整が必要であり、出入口としてはもともと出入口のあつた場所であるため、利用者も利用状況が分かっている。そのため、開店後問題があつたら対策をとるというところで一旦様子を見たい」との回答があつた。

次に、「東側の住宅と店舗との距離が近いが、こちらの住民から苦情等入っていないか」と質問があり、設置者より「前々から住まわれている方であり、騒音に関する問題はないかと思う」と回答があつた。

次に、「店舗の西側に動物病院があると思うが、音に関して配慮する必要はないのか。動物が暴れる等苦情が来っていないか」と質問があり、設置者より「騒音に関して予測基準値以下になっており、工事自体は完了しているため、営業開始後は工事時より音は減少するかと思う」と回答があつた。

次に、「店舗東側への駐車は住居に向かつての駐車になると思うが、店舗敷地と住宅の間にはブロック塀があるのか」と質問があり、設置者より「店舗敷地と住宅間にはフェンスと目隠しフェンスがあり、夜間時のヘッドライト等問題ないかと思う」と回答があつた。

次に、「点字ブロックの入口の幅はどのくらいあるのか」と質問があり、設置者より「1. 2 mから1. 5 mの幅である」と回答があった。

次に、「今回出入口は1箇所のみとなっているが、元々出入口があった場所からは進入は不可になっているのか」という質問があり、設置者より「写真にはないが、図面にあるとおり、縁石ブロック立上げの上、実際はポストコーンの設置があり、車は乗り越えられないようになっている」と回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

次に、議事次第案件2の「クスリのアオキ桐間西店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「クスリのアオキ桐間西店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「騒音に関して基準値以下ということだが、特にA地点で夜中になると音は感覚的に響きそうか。フェンス等はたてないのか」との質問があり、設置者より「事務局から説明があったように、苦情があれば出入口の閉鎖等検討していきたい。フェンスに関しては、出入口の関係上建てられないため、どこに建てるかや駐車禁止にするか等の対応になる」と回答があった。

次に、「店舗の入口はどこにあるのか」との質問があり、設置者より「図面でいう下側になる。メインの出入口は、出入口1もしくは出入口3になるかと思う」と回答があった。

また、「対象地域の周辺は車で入店することが前提となる店舗が多く、本店も車で来場することが前提になると思う。ただし、周辺は住宅地も広がっており、店舗の周りは市道なので店舗の周りは歩行者が優先されるべきだと思う。特に、駐車場2から店舗に歩いて向かう歩行者が存在することが考えられるので、周辺の道路は歩行者が優先であることを車の利用者に伝え、安全の確保をお願いしたい」との意見があり、設置者より「設置者としては、駐車場2から店舗へ入る歩行者について、店舗の下側にある横断歩道に渡っていただき、歩道を通って出入口2から入って頂けるような案内看板の設置等、誘導を行っていきたい」との回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

以上により、山崎チーフが閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。